## 宝塚市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した技能 労働者の功績をたたえ、これを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。 (表彰基準)
- 第2条 この要綱の適用を受ける者は、宝塚市内の事業所に勤務している別表に規定する 職種の技能労働者で、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。
  - (1) 年齢55歳以上で同一職種における経験が30年以上の者
  - (2) 現在も引き続きその職種に従事し、その職種の指導的立場にある者
  - (3) 他の技能労働者の模範と認められる者
  - (4) 各業種団体、事業所等の責任者又は技能を証明できる団体の推薦が得られる者
- 2 前項に規定する者のほか、市長が特に技能が優秀であると認める者を表彰することができる。

(表彰対象職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、別表に掲げるとおりとする。

(選定方法)

- 第4条 各業種団体、事業所等の責任者は表彰基準に該当する者があるときは、所定の推薦書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の推薦書に基づき被表彰者を選定する。
- 3 市長は、前項の選定にあたっては公正、適切を期するため商工関係団体等の意見を聞き決定する。

(表彰)

- 第5条 被表彰者には、表彰状と記念品を贈る。
- 2 被表彰者は20名以内とする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか表彰に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

## 別表(第3条関係)対象職種

1	鍼灸マッサージ	2 1	左官
2	写真	2 2	とび
3	造園	2 3	配管
4	石工	2 4	畳製造
5	板金	2 5	電気工事
6	自動車整備	2 6	家電修理
7	自転車組立	2 7	塗装
8	時計修理	2 8	看板
9	洋服仕立	2 9	表具
1 0	和服仕立	3 0	印章彫刻
1 1	洋裁	3 1	理容
1 2	家具	3 2	美容
1 3	建具	3 3	クリーニング
1 4	印刷	3 4	洗張
1 5	製靴	3 5	調理
1 6	ガラス	3 6	園芸
1 7	パン製造	3 7	タイル張り
1 8	洋(和)菓子製造	3 8	フラワー装飾
1 9	建築大工	3 9	その他、市長が適当と認めた職種
2 0	屋根	(室内装飾、寝具、編物、住宅設備等)	

## (内規) 優秀技能者の規定

要綱第2条第2項の規定による「市長が特に技能が優秀であると認める者」の表彰者の 基準は、次の条件を満たすものとします。

- (1) 年齢35歳以上で同一職種での経験が15年以上
- (2) 技能が特に優秀で、その職種で公的団体等の表彰を受けたことがある者
- (3) 要綱第2条第1項第2号から第4号の条件を満たす者